

佐渡市地域生活支援事業（日常生活用具給付）
人工呼吸器用非常用電源を給付品目に追加します

令和6年4月より、佐渡市の給付品目に人工呼吸器用非常用電源を追加しました。

※市の給付決定前に購入した用品については、給付の対象となりません。

給付を希望する場合は、必ず購入前に申請してください。

対象となる方
次のいずれかに該当する方
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受け、かつ、在宅で常時人工呼吸器装着が必要な方 ・難病患者等で、かつ、在宅で常時人工呼吸器の装着又は電気式たん吸引器の頻回な使用が必要な方
※他の非常用電源の給付を受けていない方に限ります。

対象品目（人工呼吸器用非常用電源）			
種類	基準額	性能等	耐用年数
正弦波インバーター発電機	100,000 円	利用者又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が 850VA 以上のもの	10 年
蓄電池	100,000 円	利用者又は介助者が容易に使用可能な、外部電源から充電し蓄電する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が 300W 以上のもの	10 年
DC/AC インバーター	50,000 円	利用者又は介助者が容易に使用可能な、自動車バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が 300W 以上のもの	10 年

※原則、耐用年数経過前に再給付することはできません。

※当該事業により購入した用品によって人工呼吸器が故障した場合は、市はその責を負うことはできませんので、ご了承ください。

利用者負担
・原則、対象品目の基準額内で価格の1割が利用者負担となりますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定されます。(ただし、基準額を超える額は利用者負担となります)。

申請時に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具給付申請書(様式第1号) ・事業者(販売店)の見積書 ・日常生活用具給付(非常用電源)診断書(様式第1号の3) ・身体障害者手帳(該当者のみ) ・特定医療費(指定難病)受給者証または診断書(難病患者のみ) ・身分証明書(顔写真付きのもの)

【注】申請から購入までの流れは次のとおりです。

- ① 購入前に佐渡市へ申請書と診断書、見積書の提出をお願いします。
- ② 佐渡市で審査を行い、支給決定されたらご本人様宛に給付券を送ります。
- ③ 給付券が届いたら、業者へ該当用品の発注をお願いします。
- ④ 該当用品を受け取る際に、給付券と利用者負担額を業者へお渡してください。
(用品代金のうち、利用者負担額の支払いで購入することができます。)
- ⑤ 事業者(販売店)が購入者に代わり、利用者負担額以外の代金を直接佐渡市に請求します。

※見積りを依頼する際、事業者(販売店)に上記の取り扱いが可能かご確認をお願いします。

申請窓口
本庁 社会福祉課 障がい福祉係
各支所 福祉保健係
各行政サービスセンター 市民生活係

発行元：佐渡市社会福祉課障がい福祉係

電話：0259-63-5113